

# 千葉市 マンション

## 長期修繕計画作成支援制度



マンション管理組合に対して、  
長期修繕計画の作成又は見直しを専門家に委託する費用の一部を助成します。

**申請受付期間 2025年6月2日(月)～2025年6月16日(月)**

※応募が受付期間内に予定数を超える場合は抽選、予定数に達しない場合は2025年12月12日(金)まで、先着順で受け付けます。

### 補助対象となる経費

次の計画作成に係る委託費用

- (ア) 修繕計画の作成（計画期間、推定修繕工事項目及び修繕周期の設定、推定修繕工事費の算定）
- (イ) 収支計画の作成（修繕積立金の額の設定）

### 補助内容

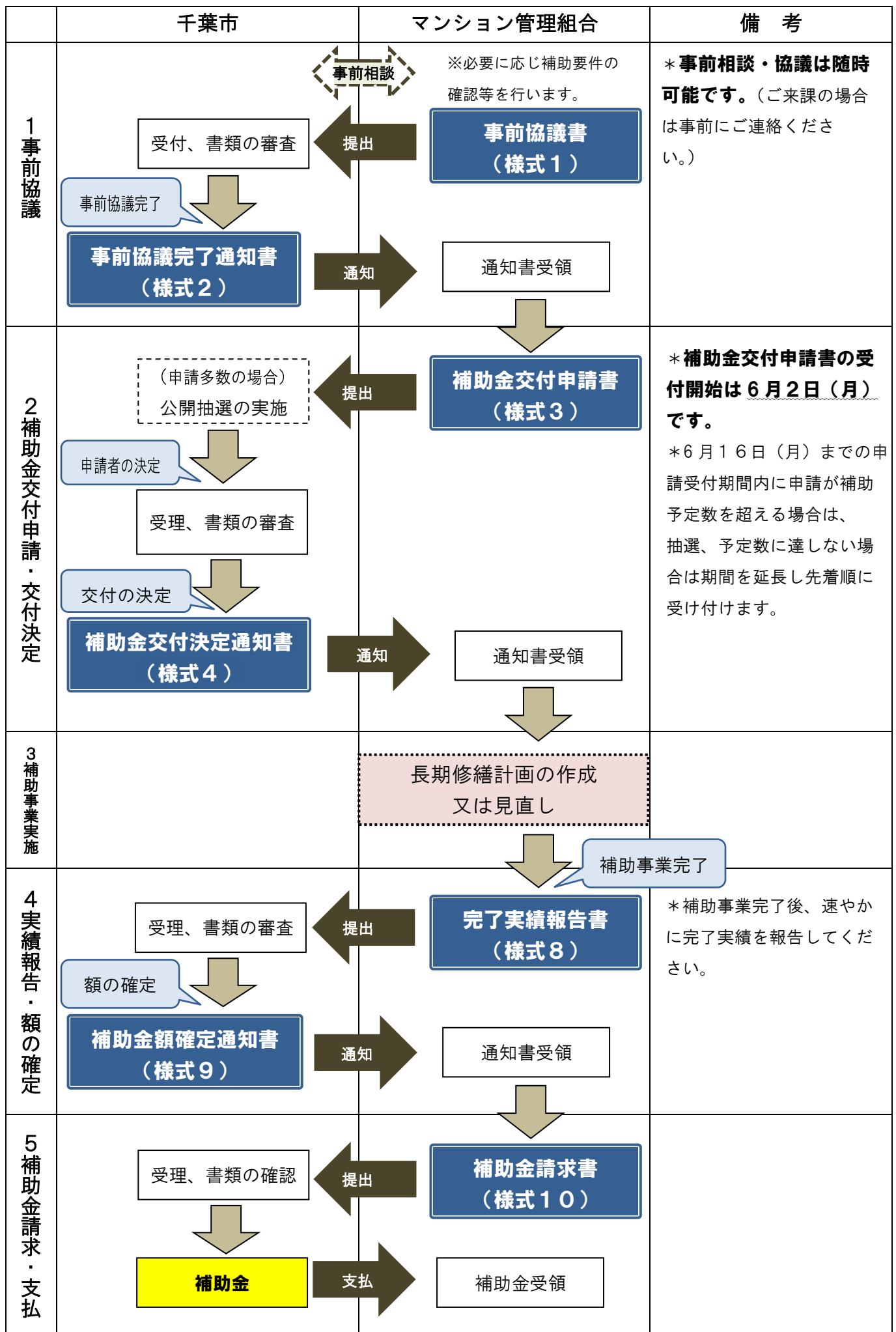
- ・ 補助率：補助対象となる経費の1/2
- ・ 補助限度額：25万円
- ・ 補助は1回を限度とします。
- ・ 予算の範囲内での補助とします。

### 補助対象となるマンション管理組合

- (ア) 千葉市内にある分譲マンションであること。
- (イ) 5人以上の区分所有者が存するマンションであること。
- (ウ) 延べ面積の1/2以上が住宅用途であること。
- (エ) 建築後5年以上が経過したマンションであること。
- (オ) 長期修繕計画が未作成であること、又は既存の長期修繕計画がある場合は、次のいずれかに該当すること。
  - ・ 計画期間が30年未満又は残存期間内に行う大規模改修工事が1回以下であること。
  - ・ 修繕積立金が基準額※を下回っていること。
- ※修繕積立金の基準額については、担当までお問い合わせください。
- (カ) 補助事業を活用して「長期修繕計画作成標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン及び同コメント」に沿った長期修繕計画を作成又は見直しすることについて、決議等がなされていること。

※制度や手続きの流れなどの詳しい説明のほか、補助要件の確認等のため、まずは住宅政策課へご相談ください。

# 申請の流れ



## 提出書類

### 各申請書の添付書類等

| 各申請書              | 添付書類                                                                                                                                                                                                                       | その他ご用意いただく書類                                                                                                        |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事前協議書<br>(様式1)    | <input type="checkbox"/> 事業計画書(様式第1号の2)<br><input type="checkbox"/> 建築確認済証、検査済証等の写し<br><input type="checkbox"/> 管理規約の写し<br><input type="checkbox"/> 長期修繕計画(既存のものがある場合)<br><input type="checkbox"/> 業務委託の詳細がわかる書類<br>(見積書等) | <input type="checkbox"/> 当該年度の集会議案書(案)等<br><input type="checkbox"/> マンションの案内図・配置図<br>※下記その他、審査に必要な書類を追加で求める場合があります。 |
| 補助金交付申請書<br>(様式3) | <input type="checkbox"/> 集会議事録等(※)                                                                                                                                                                                         | <input type="checkbox"/> 当該年度の集会議案書等(※)                                                                             |
| 完了実績報告書<br>(様式8)  | <input type="checkbox"/> 長期修繕計画の成果品<br><input type="checkbox"/> 補助事業に係る費用を支払ったことを証する書類(契約書、領収証等)の写し                                                                                                                        |                                                                                                                     |
| 補助金請求書<br>(様式10)  | <input type="checkbox"/> 補助金額確定通知書(様式9)の写し                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                     |

(※) 集会議事録(議案書)等…補助事業を活用して「長期修繕計画作成標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン及びコメント」に沿った長期修繕計画を作成又は見直しすることについて、管理組合の集会で決議していることを確認するため、提出していただきます。(総会あるいは管理組合の規約で理事会等に付託している場合、理事会などの決議でも可)。

## ⚠ 補助金申請の前に ⚠

- ・ 申請にあたっては、**事前協議が必要**です(申請受付期間前から行えます)。  
事前協議に必要な書類は住宅政策課窓口または当課ホームページにて入手してください。
- ・ 契約前にご相談ください。
- ・ 他の機関(国など)からの補助を受けている管理組合は対象外となります。
- ・ 管理組合理事長名または管理組合法人名で申請してください。  
※個人での申請は受付できません。

### 【問い合わせ先】千葉市都市局建築部住宅政策課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所本庁舎 低層棟4階

電話 043-245-5849 または 043-245-5809

FAX 043-245-5887

電子メールアドレス [jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp](mailto:jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp)

ホームページ [http://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/jutakuseisaku/05\\_index.html](http://www.city.chiba.jp/toshi/kenchiku/jutakuseisaku/05_index.html)

